

大分県報

平成三十年
十二月三日
号外（八〇）

（月曜日）

目次

告示

保安林の皆伐面積の限度の公表……………一

○告示

大分県告示第六百九十一号

平成三十伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。
平成三十年十二月三日

大分県知事 広瀬 勝貞

保安林種	単位区域名	許可できる面積の限度（ヘクタール）
水源かん養保安林	山国地区	四八九・三八
	山国地区	三八〇・一一
	山国地区	一三・六八
	山国地区	九三・八二
	山国地区	一六八・一八
	山国地区	五二六・八一
	山国地区	一、四九三・七三
	山国地区	二二一・五一
	山国地区	九〇八・六〇
	山国地区	八六七・七八
保健保安林	山国地区	一八一・八四
	山国地区	二四・五二
	山国地区	二七・〇三
	山国地区	一八一・八四
	山国地区	二四・五二
	山国地区	二七・〇三
	山国地区	一八一・八四
	山国地区	二四・五二
	山国地区	二七・〇三
	山国地区	一八一・八四
干害防備保安林	山国地区	六六・〇六
	山国地区	三三・五一
	山国地区	一一〇・三七
	山国地区	一〇八・三一
	山国地区	一〇六・三六
	山国地区	三五・〇一
	山国地区	二一・七二
	山国地区	六三・六六
	山国地区	三一・五三
	山国地区	六三・六六
防風保安林	山国地区	〇・一四
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・一四
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・一四
土砂崩壊防備保安林	山国地区	三・五六
	山国地区	三・五〇
	山国地区	四・二〇
	山国地区	三・〇八
	山国地区	〇・九四
	山国地区	二・〇一
	山国地区	一・〇六
	山国地区	二・八〇
	山国地区	一・八四
	山国地区	六・九四
土砂流出防備保安林	山国地区	六六・〇六
	山国地区	三三・五一
	山国地区	一一〇・三七
	山国地区	一〇八・三一
	山国地区	一〇六・三六
	山国地区	三五・〇一
	山国地区	二一・七二
	山国地区	六三・六六
	山国地区	三一・五三
	山国地区	六三・六六

平成三十年十二月三日

大分県報号外（告示）